

平成30年 第2回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年2月5日(月) 午前9時00分～午前9時56分

2. 開催場所 福富ゆうあい館研修室

3. 出席委員(35人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	31番 岩永廣康 委員	32番 南條喜代己 委員
33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員
36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員(2人)

25番 田口千津子 委員 28番 光武直広 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 平成30年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第3回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 農地パトロールについて
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ				

7. 会議の概要

事務局長 皆さん、おはようございます。ただいまより、平成30年2月第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。

本日は第2回農業委員会総会ということで、ご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、25番田口千津子委員、28番光武直広委員より欠席の連絡がっております。本日の出席委員は37名中35名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、11番の宮崎裕二委員、13番の井崎陽子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第13号 =

議長 1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第13号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第13号。

権利の種類は所有権の移転、売買。

申請農地の表示。大字築切字藤兵エ捌〇〇番、面積が田5,381㎡です。

譲渡人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さん。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、住ノ江区の〇〇さん。

耕作面積は、田5,381㎡。

稼働力は男1名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。譲受人の〇〇さんは、認定新規就農者として認定をされている方でありまして、今回取得されます田をもちまして就農を始められる予定でございます。実家の父親の協力を得ながら新規就農者として参画ということで、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、

受理したところでございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として1月25日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は福富地域に居住されていますが、かねてより実家のある北明地区での営農を希望されており、今後は認定新規就農者として規模拡大を図られるとのこと。申請地についても周辺地域と協力し耕作をされる予定であることから、申請の所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。栽培予定作物は、レンコンです。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第13号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第14号 =

議長 続きまして、議案番号第14号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第14号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福富字興福一区〇〇番、面積が田の1,097㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんです。

耕作面積は、田7,233㎡、畑4,379㎡、計11,612㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由としまして、譲受人の要望となっております。議案番号第16号と関連の案件でございます。議案位置図につきましては2ページと5ページ、6ページをご参照ください。道路拡幅により立ち退きをされ、新たに宅地とされた隣接の農地を購入され

るものでございます。〇〇さんは兼業農家として 25 年間農業に従事されております。すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、玉葱を中心に約 1ha の規模で営農をされております。有明海沿岸道路工事に伴い自宅の移転を迫られ、申請地を農地として、隣接地を宅地として購入し一体的に利用する予定です。譲受人は今後もこれまで同様に周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 14 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 14 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 15 号＝

議長 続きまして、議案番号第 15 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 15 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字辺田字中田〇〇番、面積は畑 5.28 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字辺田〇〇番地、六ヶ里の〇〇さんです。

耕作面積は、田 33,746.28 m²、畑 871 m²、合計 34,617.28 m²です。

稼働力は男 2 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。位置図につきましては、3・4 ページをご参照ください。位置図からもわかりますように、宅地と所有田に挟まれた狭小な農地でございます。いまも譲受人の〇〇さんが耕作をされています。〇〇さんは専業農家として長年農業に従事をされており、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、麦を中心に約 3.4ha の規模で営農をされています。位置図の 3・4 ページを見て分かりますとおり、申請地は譲受人の農地に隣接する狭い農地です。譲受人は今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 15 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 15 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 16 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 16 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 16 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福富字興福一区〇〇番、面積が田の 900 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅、農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場となっております。

転用の事由としまして、有明海沿岸道路工事により立ち退きしなければならないため、申請地に農家住宅、農業用倉庫、農業用資材置場及び駐車場を整備したいということで、位置図につきましては 5・6 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、農家住宅 119.26 m²、農業用倉庫 91.8 m²、農業用資材置場 81 m²、駐車場 18 m²、庭 84.6 m²、その他 505.34 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告をされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、有明海沿岸道路工事に伴い自宅の移転を迫られ、申請地に農家住宅、農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場等の整備を計画しておられます。申請地の造成に伴い、隣接農地への被害防止として、土留め工事や雨水排水のための側溝整備工事等については滞りなく行われる計画であることから転用についてはやむを得ないと判断します。ご審議の程よろしく願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 16 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 16 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、議案番号第 17 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 17 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字戸ケ里字五本松〇〇番、面積が田の 36 m²です。

譲渡人は、鹿島市大字井手〇〇番地、鹿島市の〇〇さん、譲受人は白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、平成 15 年ごろから自家用車の駐車場として利用していたということで、始末書が添付されております。位置図につきましては、7・8 ページをご覧ください。

事業または施設の概要は、駐車場 36 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が雑種地、南側が宅地、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直し決定公告をされております。

農地区分は第 3 種農地で、原則許可となっております。農地区分の該当事項は、水管、下水道管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する。許可基準の該当事項は、許可し得るとなっております。医療機関としまして、高島病院・有島病院など 4 つの医療施設がございます。第 3 種農地で原則許可し得るとなっておりまして、隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇でございます。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在申

請地に隣接する宅地に居住されていますが、妻や子らの車が増え、宅地内の車庫だけでは駐車スペースが不足してきたため、平成 15 年頃から宅地に隣接する申請地を駐車場として利用されていました。申請地は狭小な農地であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、議案番号第 18 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 18 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字辺田字中田〇〇番、面積が田の 12 m²、同じく大字辺田字馬場田〇〇番、面積が田の 25 m²、合計 37 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん、譲受人は、白石町大字辺田〇〇番地、六ヶ里の〇〇さんです。

転用目的は、宅地進入路、宅地編入となっております。

転用の事由は、平成 28 年に宅地を譲渡したがそれ以前から申請地を宅地進入路として利用していた。また、宅地西側に接している極小の農地を宅地として利用していたということで、始末書が添付されております。位置図につきましては、9 ページから 11 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、宅地進入路 12 m²、宅地編入 25 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が田、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告をされております。

農地区分は第 1 種農地。第 1 種農地は原則不許可となっております。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るとなっております。隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、〇〇番は宅地を譲渡する前から宅地進入路として、〇〇番は宅地の管理路として利用していました。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 18 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 18 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 19 号＝

議長 続きまして、議案番号第 19 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 19 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字坂田字二本杉〇〇番、面積が田の 56 m²です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さん、譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地、原田の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場となっております。

転用の事由は、町道の拡幅により駐車場が狭まるため、新たに駐車場を整備したいということで、位置図につきましては、12・13ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、駐車場 56 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が田、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告をされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、軌道の停車場または船舶の発着場、県庁、市役所、町役場または、自動車ターミナル法に規定するバスターミナルから 500m以内ということです。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在、申請地に隣接する住宅にお住まいですが、町道拡幅により既存の宅地内の駐車場が狭まるため、譲渡人である祖母の農地の一部を譲り受け、新たに駐車場を拡張されるものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 19 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 19 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 20 号＝

議長 続きます、議案番号第 20 号、3.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 20 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は六府方区の〇〇さん。売り手は六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、畑の 2 筆で 6,573 m²。利用目的は蓮根・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 2 月 6 日、支払期限は平成 30 年 3 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 125,136 m²になられます。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の 1 筆で 6,752 m²。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 2 月 6 日、支払期限は平成 30 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 12,561 m²。認定新規就農者です。

整理番号 3 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、〇〇番、畑の 2 筆で 4,978 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 2 月 6 日、支払期限は平成 30 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 4,978 m²。認定新規就農者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 3 ページにかけて 31 件、4 ページから 11 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 56 件、合わせまして 87 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 87 件、使用賃借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 76 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 74 件で、再設定は 11 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 14 件です。今回の利用権の総面積は 754,832 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 30 件、農地中間管理機構によるものが 56 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 12 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、87 件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事

参与の制限がございまして、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

事務局にお尋ねしたいことがございまして、中間管理機構についてどういう機関なのかご説明いただきたい。

事務局 事務局の〇〇です。中間管理機構についてですけれども、現在、〇〇と〇〇がいま中間管理機構に貸し付けをしております。法人化に伴いまして、農事組合法人が農地を持たない法人となりますと集落営農と同じかたちになり、税務申告上問題が出てくるということを税理士さんから説明を受けました。そういうことで、利用権設定を結んで農地を法人に貸し付け、法人は各作業指示をするということになっております。はじめは農家さんから直接法人に貸し付けるという話でしたが、その間に中間管理機構が関わってきました。今後農事組合法人が補助事業を活用して機械を導入する場合に多少有利になるということで中間管理機構を通して農事組合法人のほうに貸し付け、法人は各農家に指示書を出して耕作をお願いするということを取っております。その件でここ数か月、中間管理機構を利用した利用権設定を挙げさせていただいています。

○番 分かりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 20 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 20 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 21 号～第 27 号＝

議長 続きまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名

について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 21 号から 25 号まで、農地の借り受け・買い受け希望、議案番号第 26 号から 27 号まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 21 号。申し出農地の表示。大字廿治字江越〇〇番、田の 2,115 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、上廿治の〇〇さんです。

議案番号第 22 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 3,413 m²、同じく〇〇番、畑の 3,906 m²、合計の 7,319 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さんです。

議案番号第 23 号。申し出農地の表示。大字辺田字中田〇〇番、田の 3,169 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字辺田〇〇番地、六ヶ里の〇〇さんです。

議案番号第 24 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,564 m²、大字新明〇〇番、田の 5,922 m²、合計の 10,486 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 2A の〇〇さんです。

議案番号第 25 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,498 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 4A の〇〇さんです。

5 ページになります。農地の借り受け、買い受け希望です。

議案番号第 26 号。希望農地の条件。1 つ目は、福富地域で畑も可となっております。それから、一区画 30a 以上で合計 1ha。作付作目がレンコン・玉葱。借受希望です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

議案番号第 27 号。希望農地の条件。1 つ目は、福富北区。2 つ目が、一区画 30a 以上で合計 1ha。作付作目が米・麦・玉葱となっております。こちらも借受希望です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。

以上、議案番号第 21 号から議案第 27 号まで 7 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 21 号から 27 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 21 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 22 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 23 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 24 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 25 号。

○番 同じく、○番と○番委員でお願いします。

議長 それから、借受希望。議案番号第 26 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 27 号。

○番 同じく○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 21 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、22 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、2 つともです。23 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、24 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、2 つとも。25 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員。それから借受希望の 26 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、27 号も○番〇〇委員と○番〇〇委員。よろしくをお願いします。

それでは担当職員をお願いします。

事務局長 農地の売渡希望の分です。議案番号第 21 号が〇〇、22 号が〇〇、23 号、24 号が〇〇、25 号が〇〇です。26 号 27 号につきましては担当者は付けませんので、売渡希望につきまして以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 以上、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

〇番 ちょっと質問いいですか。〇番、〇〇です。

議案書の下のほうに書いてある、「この議案書に記載された個人情報、その目的を達成するためのみに使い、申請者の承諾なしに第三者に提供することはありません」ということですが、あっせんの申し出をすること自体は第三者といいますか、こちらとしても世話をする以上はどこの誰かということもどこまで知らせたらいいかということもあるんですけども。その辺のところの感覚はまだよく分からないんですけども、分かる範囲でお答えいただければと思います。

事務局長 もちろん議案につきましては個人名が出ておりますので、全議案につきましてうかつにどうか外のほうに言ってもらっては困るんですけども、この農地の売買につきましてはどうしても相談をするということが出てきますので、どこの誰の農地というのも買う方としては聞いたところで農地を引き受けたいということもございますので、大っぴらに公の席でみんなにお知らせするというわけではなくて個人にお話しする場合はくれぐれも他の方には言わないでくださいということで話を個人的にされる分には問題はないと思います。それをしないと農地の売買というのはなかなか進んでいかないので、そこでこの目的を達成するためだけに使われるのであればそれはそれで良いと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地法第 4 条の規定による届出について
- ③ 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第3回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールについて
- ③ その他
 - ・農業委員会活動記録簿の活動メモの記入例について
 - ・交換分合について (九州農政局からの伝達)
 - ・農地のあっせんについて

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時56分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員